

<入札説明書等に関する質問に対する回答(2023年6月19日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	2	2.5.	イ			本件施設用地	「本件施設設置可能範囲」、「共用地」、「本件施設設置不可範囲」は事業者側で設定するという認識でよろしいでしょうか。	誤植のため、なお書きを削除します。
2	入札説明書	9	3.2.				募集及び選定のスケジュール	入札説明書等に関する質問の機会が今回の1度しかございません。個別対話はございますが、時間が限られており、また開催時期も入札受付期限の約一ヶ月前と、回答を頂いてから提案までの期間が短いため、最終確認といった位置づけになるかと思えます。以上から、今回の質疑で生じた貴市と事業者との認識のずれの解消や、今後公表される資料(中学校の配送校一覧等)に対する追加の質問の受付・回答の機会を設定頂けないでしょうか。	追加質問は受け付けません。ただし、個別対話の時間を60分から90分に変更します。
3	入札説明書	9	3.2.				募集及び選定のスケジュール	「落札者の決定及び公表」から「事業契約の仮契約締結」までの期間について、SPCの設立等に時間を要するため、最低でも1ヶ月半程度は頂きたく、ご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
4	入札説明書	17	3.4.5.	(5)			個別対話の位置づけ等	「入札参加者の意思疎通を図る場」とありますが、対話の内容は審査員会に共有されることはない理解でよろしいでしょうか。	選定委員会には個別対話の概要(参加者数や主な意見など)については、市から説明しますが詳細は報告しません。ただし、選定委員より要望があれば、個別対話結果の詳細を報告する場合があります。
5	入札説明書	20	3.4.6.	(3)	ク		サービス対価A	初期調達費消費税相当額は、様式28-6①の消費税相当額と御座いますが、「様式28-6①」の消費税相当額(B79)という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	20	3.4.6.	(3)	ク		サービス対価A	初期調達費消費税相当額は事業者が提案する工事費※1に対応する消費税の理解ですが、「事業者が提案する工事費※1」の「税抜」から「交付金配分基礎額※2」の「税込」を控除した額に75%を乗じた後、交付金配分基礎額(税込)と合わせて加算する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、交付金配分基礎額には、消費税及び地方消費税を加算せず、入札説明書に記載のある金額を当てはめてください。
7	入札説明書	20	3.4.6.	(3)	ク		サービス対価A	サービス対価A1を算定する際に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てで宜しいでしょうか。 また、様式27-1など消費税を含めずに記載する様式については、入札説明書3.4.6.(3)クの算出式で計算した額(サービス対価 A1税込額, 端数は切り捨て)から入札説明書 3.4.6.(3)ク※ 3の初期調達費消費税相当額を差し引いた額(サービス対価 A1税抜額)を記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	20	3.4.6.	(3)	ケ		年間給食提供日数	運營業務の初年度(2025年度)及び最終年度(2040年度)の給食提供日数をご教示ください。	2025年度及び2040年度の給食提供日数は未定です。参考として、2023年度のスケジュールを当てはめると、給食提供日数は以下のとおりです。 【小学校】1学期が67日、3学期が48日の予定です。 【中学校】1学期が69日、3学期が50日の予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
9	入札説明書	21	3.4.6.	(3)	シ	(イ)	契約保証金	「2年度のサービス対価C・・・」とは、令和8年度のサービス対価Cという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	22	3.6.1.				基本協定の締結	市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがあるとのことですが、本違約金についても基本協定書と同様に、帰責性を有するものが連帯して負担する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	3	1.4.2.	エ			災害への備え	大規模災害時には、避難者などに対して食料を提供できるように炊き出し設備を備えるなど、という記載がありますが、ここでいう炊き出し設備とは移動式回転釜という理解でよろしいでしょうか。また移動式回転釜で調理を行う食事は決まっていますでしょうか。イメージがありましたらご教示ください。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、備蓄倉庫に収納している食品を調理して提供することを想定していますが、状況に応じて市と事業者とで協議します。
12	要求水準書	8	1.4.7.				インフラ整備状況	増築センター用の給排水設備は、今回設置するものとは別に増築センター建設時に敷地内に新たに受水槽及び除害処理施設を設置できるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。ただし、提案にあたっては増築センターの受水槽、除外処理施設等の設備の設置スペースや位置にも配慮してください。なお、増築センターの工事中も本件施設が稼働できるよう、インフラ施設を計画してください。
13	要求水準書	8	1.4.7.				インフラ整備状況	今回中圧ガスを延伸する計画とした場合、増築センターの必要容量も想定して延伸計画をするものと考えてよろしいですか。	増築センターの工事中も本件施設が稼働できるよう、ガス事業者と協議して、インフラ施設を計画してください。
14	要求水準書	8	1.4.7.				インフラ整備状況	本件施設で設置する受変電設備に増築センターへ高圧電源を供給できる計画としてよろしいですか。	ご理解のとおりですが、本件施設稼働時は、本件施設に必要な電源のみを確保してください。なお、増築センター整備時に、受変電設備を増設できるような計画としてください。
15	要求水準書	8	1.4.7.				その他近接協議	接する高速道路の基礎等に対して制限等はあるでしょうか。制限等ある場合は、検討に必要な資料をいただけるでしょうか。	要求水準書にあるとおり、事業者は、本事業の検討・実施等にあたって、自らの責任において提案時までには調査を行い、関係機関等への確認を行ってください。
16	要求水準書	9	1.4.8.	カ			配送校とその所在地	中学校の配送校について2023年6月下旬にホームページで公表するとございますが、配送車の検討や人員配置等の運用方法を決定する重要な情報であるため時期を早めて公表いただけないでしょうか。	可能な限り早く公表するよう配慮しますが、現時点では6月下旬となる予定です。
17	要求水準書	9	1.4.8.	カ			配送校とその所在地	選定中の中学校の配送校について、高速道路を使用する想定はありますか。また、使用する場合に高速道路の通行料やガソリン代は事業者負担といった認識でしょうか。	前段につきましては、提案に委ねます。後段につきましては、事業者負担となります。
18	要求水準書	9	1.4.8.	カ			中学校の配送校	中学校の配送校と所在地は、2023年6月下旬に公表という事ですが、この時に配送校構内道路に関する情報を頂く事は可能でしょうか。また中学校の配送校現地見学会開催の予定はありますか。	前段につきましては、資料9-1 配送校配膳室経路現況図(小学校配送校)と同様の資料を公表します。後段につきましては、見学会開催の予定はありません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
19	要求水準書	10	1.4.8.	キ				配送校及び学級数等	中学校の学級数、生徒数、教職員数の合計は2023年6月下旬に公表するとありますが、機器能力やコンテナ台数に影響することで、建物の大きさや建物配置計画など全体に大きく影響するため、早期に公表いただくようご検討いただけないでしょうか。	No.16を参照ください。
20	要求水準書	10	1.4.8.	キ				配送校及び学級数等	変動費を算出する上で、事業期間中の各年度の見込み食数をご教示ください。	2023年度以降の資料はないため、要求水準書に示した配送校の状況を基に計画していただいて結構です。なお、2023年度以降、提供食数が大きく減少等した場合には、配送校変更等で調整するため、提供食数は大きく変動しない予定です。また、現時点で配送校変更等の計画はないため、学級数等は示せませんが、配送校変更等が発生した場合には、実施の可否や対価の変更等を協議する予定です。
21	要求水準書	12	2.1.2.	ア				設計・建設業務責任者	「設計・建設業務責任者」は、事業契約書第15条の「施設整備業務責任者」と同一という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。用語を統一するため、事業契約書(案)第15条2項の「施設整備業務責任者」を「設計・建設業務責任者」に修正します。
22	要求水準書	12	2.1.2.	ア				実施体制	「設計・建設業務責任者」は、設計企業、建設企業、どちらから選任しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	14	2.2.3	ア	(セ)			本件施設整備	増築センターの建設予定地について、建設工事の資材置き場等として使用することは可能でしょうか。	可能です。
24	要求水準書	14	2.2.3	ア	(セ)			本件施設整備	増築センターの建設予定地に、作業員用駐車場や休憩所、JV職員用現場事務所を設置することは可能でしょうか。	可能ですが、建設工事中に限ります。
25	要求水準書	20	3.	サ				開業準備業務	内覧会の日数と食数について、想定をご教示ください。	日数につきましては、1日の予定です。食数につきましては、事業契約締結後に決定しますが、現時点では最大100食と考えてください。
26	要求水準書	20	3.	サ				内覧会等の業務支援について	事業者負担として想定されている500千円以内の金額というのは、税込み額という理解でよろしいでしょうか。この業務は開業準備ですので、費用はサービス対価A2に見込むという理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、税込み額となります。後段につきましては、サービス対価Bに見込んでください。
27	要求水準書	22	4.1.7.	ア				大規模修繕	「事業期間中に大規模修繕が必要となった場合は、事業者が実施すること。」とありますが、大規模修繕の費用は、本事業とは別途、貴市において費用負担いただけるという理解でよろしいでしょうか(提案者により、提案価格に大規模修繕費用を含める・含めないの判断が異なる場合、公平な評価ができないと考えます)。	事業期間中に本件施設の要求水準を満たすことができなくなり、改善にあたり大規模修繕が必要になった場合には、当該大規模修繕の費用は事業者負担となります。事業期間中に大規模修繕が発生しない提案をしてください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
28	要求水準書	30	4.2.7.	ウ	(カ)			警備業務要求水準	感知センサー・監視カメラを敷地内の要所(正面エントランス、通用口、・・・他)に設置とありますが、左記に具体的に記載の場所は感知センサー或いは監視カメラのいずれかの設置もしくは両設備の設置が必須でしょうか？	提案に委ねます。
29	要求水準書	33	5.1.2.	ウ				仕様	異物混入対応マニュアルについて、衛生管理マニュアルの中にも含ませてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	34	5.1.7.					大規模災害時等における市との協力体制	「第二給食センターが地域の防災拠点としての役割を担う」とお示しですが、緊急時に事業者に期待する防災活動としては、炊き出し活動をお見込みという認識でよろしいでしょうか。	災害時における食事提供の他、平時には給食提供に支障がない範囲で、地域における防災訓練等にも協力してください。
31	要求水準書	33	5.1.7.					大規模災害時等における市との協力体制	移動式回転釜などを活用し食事の提供などを行うとありますが、避難所で食事を作ることを想定されているという理解でよろしいでしょうか。 それとも給食センターで食事を作りそれを避難所へ運ぶことを想定されているのでしょうか。	状況によりいずれも場合も想定されるため、大規模災害時等の発生後に協議により決定します。
32	要求水準書	34	5.1.7.					大規模災害時等における市との協力体制	近隣の学校などの避難所に出向き移動式回転釜などを活用し食事の提供などを行う、とありますが避難所にはインフラや移動式回転釜で調理を行う場所や庇などは整備されているという理解でよろしいでしょうか。	インフラの整備状況等は避難所によるため、大規模災害時等の発生後に協議を行い、調理が可能な避難所を決定します。
33	要求水準書	34	5.1.7.					大規模災害時等における市との協力体制	地域の防災拠点としての役割を担うとありますが、第二給食センターにおける災害時の役割としては炊き出しなど給食センターの機能の一部を活用した食事の提供等の支援を行う、という理解でよろしいでしょうか。	No.30を参照ください。
34	要求水準書	35	5.2.1.					運営担当者	業務副責任者と食品衛生責任者は兼務としていただくことは可能でしょうか。	副責任者の兼務も可です。
35	要求水準書	38	5.3.1.	イ	(ア)	g		調理の基本方針	調理済みや非加熱の食品の扱う作業とは、食缶の蓋閉めやコンテナへの積み込みは含まれないという認識でよろしいでしょうか。	食缶の蓋閉めやコンテナへの積み込みも含まれます。
36	要求水準書	42	5.3.1.	ウ	(イ)	c		計量業務	配送前の計量、記録とは配缶時の重量を記録するといった認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	42	5.3.1.	ウ	(ウ)	a		配送・回収業務の実施	配送工程表を作成する上で、中学校の各配送校における想定給食開始時間及び終了時間についてご教示ください。	提案にあたっては、様式37-4-2の設定時間のとおりとしてください。実際の給食予定時間は、事業者選定後に市が決定します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
38	要求水準書	42	5.3.1.	ウ	(ウ)	1		配送・回収業務の実施	嘔吐発生時の食器について、衛生的に廃棄とありますが、学校の教職員様の対応を含め具体的な手順をお教示ください。	嘔吐物が入った食器は、そのままビニール袋に入れて、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムをしみ込ませた布や新聞紙で覆って、可燃物として廃棄します。 なお、その他の手順は以下のとおりです。 ・食器だけに限らず、汚物がついた机やふきん等の処理については、必ず担任等教職員が処理を行う(栄養教諭・配膳員・給食補助員は処理をしない)。 ・処理を行う際は、必ず使い捨てビニール手袋、マスク、ガウン(エプロン)を着用し、汚物に直接触れたり、飛沫を吸い込まないよう防護する。 ・嘔吐物の処理をする前に以下の対応を行う。 ①嘔吐した人に対処を行う。②周囲にいる児童・生徒を離れた場所へ移動させる。③嘔吐物の飛散を防ぐため、ペーパータオルや新聞紙などで覆う。④窓を開けて換気する。 ・その他、嘔吐物が付いた机や床等は以下の対応を行う。 ①嘔吐物を覆ったペーパータオルや新聞紙の上から0.1%の次亜塩素酸ナトリウム溶液をかける。(スプレー式の消毒は使用しないこと。凝固剤を使用する場合もまず嘔吐物を先に消毒し、感染力を低下させてから使用すること。)②10分後、紙ごと嘔吐物を包み込みビニール袋に入れ密閉する。③嘔吐物のついていた場所を同様に0.1%の次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。④消毒後、水拭きをする。処理に使用した物はビニール袋に密閉して捨てる。
39	要求水準書	43	5.3.1.	ウ	(ウ)	1		配送校での嘔吐発生時	配送校での嘔吐発生時において、食器は配送校で衛生的に廃棄とありますが、学校給食衛生管理基準では「教職員は、児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具の消毒を行うなど衛生的に処理し、調理室に返却するに当たっては、その旨を明示し、その食器具を返却すること。また、嘔吐物は、調理室には返却しないこと。」と記載されておりますので、配送校で廃棄するのは食器ではなく嘔吐物であるという理解でよろしいでしょうか。	学校給食衛生管理基準ではご質問の内容が記載されていますが、ノロウイルス等の感染症拡大リスクを考慮し、市では原則、嘔吐物のかかった食器については廃棄することとしています。 そのため、配送校で廃棄するのは嘔吐物だけではなく、嘔吐物のかかった食器についても原則処分することとします。
40	要求水準書	43	5.3.1.	ウ	(ウ)	1		配送校での嘔吐発生時	配送校での嘔吐発生時において、食器は配送校で衛生的に廃棄とありますが、学校給食衛生管理基準に沿った対応を配送校における教職員に一次消毒をご対応頂く事や配膳員と配送員と給食センターにおける受け入れ体制と消毒出来る環境を整えることで、既存の給食センターでも衛生管理が出来ておりますので、食器の廃棄は行わずに対応できるものと思っておりますがいかがでしょうか。	No.39を参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
41	要求水準書	43	5.3.1.	ウ	(ウ)	l		配送校での嘔吐発生時	事業者は当該食缶を他の食缶とは別に本件施設に運搬とありますが、この意図としては車両を分ける(専用として用意する)という事ではなく、回収時に汚染の拡大に配慮して運搬する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	43	5.3.1.	オ	(ア)	f		配膳業務	保存食とは牛乳やデザート等の直送品のみの認識でよろしいでしょうか。また、想定 の保管場所をお教示ください。	運搬中に異常が起こる可能性もあるため、全ての献立において保存を行ってください。保管場所は配膳室を想定しています。
43	要求水準書	43	5.3.1.	オ	(ア)	h		配膳業務	アレルギー対応食について、市から指定された方法とありますが、手順等のマニュアルがあればお教示ください。	現時点では、お示しするマニュアル等はありません。
44	要求水準書	43	5.3.1.	オ	(ア)	i		配膳業務	食器配送時の配膳員の配置は提案に委ねるとありますが、回収時も同様の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	43	5.3.1.	オ	(ア)	l		配膳業務	児童・生徒が回収した牛乳パックを収集ボックスに収納とありますが、乾いた状態の牛乳パックを回収するといった認識でよろしいでしょうか。	児童・生徒が各自で洗浄した牛乳パックを回収します。
46	要求水準書	43	5.3.1.	オ	(ア)	l		配膳業務	未開封や飲み残しの牛乳は学校で処分するとありますが、パンやデザート等の直送品についても同様の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	44	5.3.1.	オ	(イ)	a		配膳業務	給食配膳員を各校適切な人数を配置し、と記載がありますが、各小学校の現行配膳員の人数をご教示頂いても宜しいでしょうか。	現行の配膳員の配置は1名ですが、配膳室が2つある舞子小学校と食数が1,000食を超える霞ヶ丘小学校については、2名を配置しています。
48	要求水準書	44	5.3.1.	オ	(イ)	a		配膳業務	現在、食缶方式の給食を実施していない中学校では、民間業者様のデリバリー弁当を取っておられると思いますが、この方式で配膳員にあたる方はおられるのでしょうか。おられるとしたら、各学校での人数をご教示頂いても宜しいでしょうか。	ランチボックス方式の配膳員は生徒数が100人未満の学校は1名の配置となり、生徒数が100人以上の場合は最低2名の配置となります。
49	要求水準書	44	5.3.1.	ク	(ア)			配送車維持管理業務	「配送車に係る賠償保険の付保」とありますが、保険の補償内容詳細については事業者の提案に委ねるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書	46	5.3.1.	コ	(イ)			食育推進促進業務	学校における通信ネットワーク環境(教室のテレビでインターネットを使用した映像の視聴ができるなど)の整備と、子ども達のPC等の使用状況について(1人1台整備など)ご教示ください。	児童・生徒には1人1台PCが使用できるように整備しております。また、普通教室と家庭科室ではWi-Fiでインターネット接続ができますが、一部のコンテンツについては閲覧制限されております。なお、YouTubeの視聴はできません。他に、普通教室には電子黒板も整備しております。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
51	要求水準書	48	5.3.2.	イ			食品検収指示業務	市が行う業務の食品検収指示業務のうち生肉(牛・豚)の納品・検収時間が7:30~8:30となっています。この時間帯に市栄養職員が出勤され検収業務を行われ、この時間帯にあわせて事業者の調理従事者も検収補助業務をおこなう、という理解でよろしいでしょうか。	事業者が実施する検収補助業務には、納入時の点検、記録、保存食採取、食品の受け取り、開封、運搬、保管等が含まれます。市は事業者が適切に検収補助を行えるよう指示を行います。
52	要求水準書	50	6.2.				諸室の説明食材搬入用プラットホーム及び荷受室	添物類は、野菜類・調味料・一般物資と同じ搬入口・荷受室との記載がありますが、別で(コンテナ配送側)設けることは可能でしょうか。	ご質問の提案は不可とします。
53	要求水準書	59	6.2.				備蓄倉庫	市側で用意するレトルト食品の数が500食から1,500食に変更となっておりますが、この変更に伴う備蓄に関する考え方などございましたらご教示ください。	誤植でしたので修正しました。
54	要求水準書	61	6.2.				諸室の説明(見学者通路)	研修室内に煮炊き調理室(その他諸室)を見学できる見学窓を設置し、研修室兼見学室としてもよろしいでしょうか。	ご質問の提案は不可とします。
55	要求水準書	61	6.2.				共用部分見学者通路	「b.・・・その他の諸室の見学ルートは提案によるもの」とありますが、見学できる諸室を増やすこと提案は、施設整備費は大幅に増大します。見学できる諸室を増やすこと提案の評価としては、設計・建設に関する提案の評価に限定されない(多項目で評価いただける)理解でよろしいでしょうか。	提案内容によるため回答できません。
56	要求水準書	61	6.2.				共用部分見学者通路	「展示コーナー」について、スペースを設けることが要求水準であり、展示コーナーの利用のしやすさの工夫については、提案に委ねられる理解でよろしいでしょうか。付帯事業の実施も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	61	6.2.				一般エリア共用部分研修室	「周辺住民の集会等に使用する可能性」とありますが、周辺住民とは工業団地内の企業の利用を想定されておりますでしょうか。	工業団地内の企業の利用は想定していません。
58	要求水準書	61	6.2.				諸室の説明(小会議室)	必要に応じて研修室と可動式間仕切りなどで区分け出来るように計画しますので、小会議室と研修室を1部屋にできる計画としてもよろしいでしょうか。	ご質問の提案は可とします。
59	要求水準書	63	6.2.				小会議室	10名程度収容可能な広さ、調理台を1台設置とありますが、備品は椅子15、会議用長机4、その他備品等の備品リストにあるものを配置すると考えてよろしいですか。また、付帯事業として、小会議室を利用するのセミナーや講座の提案も可能でしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、不可とします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
60	要求水準書	81	6.3.5.	ア	(カ)			小会議室	10名程度収容可能な広さ、調理台を1台設置とありますが、備品は椅子15、会議用長机4、その他備品等の備品リストにあるものを配置すると考えてよろしいですか。また、付帯事業として、小会議室を利用するのセミナーや講座の提案も可能でしょうか。	No.59を参照ください。
61	要求水準書	64	6.2.					機械室・電気室・ボイラー室	電気室と同様に、機械室においても、安全性が確保できれば、必ずしも室としなくてよい、と考えるよろしいですか。	ご質問の提案は不可とします。
62	要求水準書	67	6.3.1.	ア	(ア)	m		増築センター	2階建ての増築センターとありますが、配置計画上、3階建ての提案も可能でしょうか。	ご質問の提案は不可とします。
63	要求水準書	67	6.3.1.	ア	(ア)	m	(b)	建築	増築センターの建築予定地について、再生可能エネルギー利用設備は空き地部分への設置が必須でしょうか。	再生可能エネルギー利用設備は空き地部分への設置は必須ではありません。
64	要求水準書	67	6.3.1.	ア	(ア)	m		増築センター	増築センターの建設時期は未定という事ですが、空地である期間に従業員用の駐車場として利用してもよろしいでしょうか。また利用がお認め頂ける場合には費用は発生しますでしょうか。	前段につきましては、本事業の事業者用駐車場の台数を含んで5台程度であれば可とします。後段につきましては、「行財財産における職員の通勤用車両の駐車等に関する取扱要綱」に基づき費用が発生します。 【「行財財産における職員の通勤用車両の駐車等に関する取扱要綱」抜粋】 ① 自動車(自動二輪車除く。):月額使用料3,500円、日額使用料200円 ② 自動二輪車・原動機付自転車その他の原動機付の交通用具:月額使用料700円、日額使用料50円 ③ ①及び②:月額使用料3,500円、日額使用料200円
65	要求水準書	69	6.3.1.	キ	(キ)	a		停電対策	停電対策の対象となるのは、冷凍冷蔵設備などの食品保存用機器のみが対象(「外部給電・神戸モデル」対象を除く)と考えてよろしいでしょうか。給食オペレーションは対象外としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、それ以上の提案を妨げません。
66	要求水準書	70	6.3.1.	キ	(キ)	a		停電対策	「それ以上の提案を妨げない」とありますが、要求水上の提案をする場合、大きな費用増大となりますが、提案した際はどの評価項目でご評価いただけますでしょうか。	提案内容によるため回答できません。
67	要求水準書	70	6.3.1.	キ	(キ)	c		停電対策	「外部給電・神戸モデル」での給電対象となるのは、市職員事務室及び事業者用事務室の天井照明、パソコン・携帯電話の通信機器を使用できるようにする為のコンセントのみと考えてよろしいでしょうか。また、これら回路は自家発電対象とはなりません、よろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりですが、それ以上の提案を妨げません。後段につきましては、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
68	要求水準書	71	6.3.1.	ケ	(イ)	c	周辺環境対策	建設予定地は工業地域内に所在しますが「周辺住民」とはこの場合、工業団地内の企業を指す理解でよろしいでしょうか。	周辺住民とは、本件施設用地の周辺については工業団地内企業の利用者等となりますが、その他配送校及び配送ルートの周辺住民を含みます。
69	要求水準書	81	6.3.7.	ウ	(オ)		食缶等	原則として1回の給食で4種類の食缶を使用する予定とありますが、資料7想定献立表案の5日の献立組み合わせより、みかんを除いて食缶を4種類使用しておりますが、みかんの配送方法についてご教示ください。	献立の見直しを行い、みかんを副食の1つとし資料7を添付資料1のとおり修正しましたので、こちらを参照してください。そのため、みかんは食缶を活用して配送する想定としてください。
70	要求水準書	85	7.				付帯事業の実施者	構成員が行う業務の一部を下請け業者に協力してもらいたいと考えていますが、お認め頂けるものでしょうか。お認め頂ける場合には、業務を行う構成員が下請け企業の管理責任を担う予定です。	ご質問の提案は可としますが、業務を行う構成員が下請け企業の管理責任を担うこととします。
71	要求水準書	82	7.				付帯事業	「資料11」で示す市が期待している付帯事業を本件施設において実施する場合に限り、当該付帯事業を見込んだ施設整備とすることを認める。」とありますが、付帯事業の実施に要する施設や設備の費用についても、サービス対価Aの対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	83	7.	キ			付帯事業	付帯事業の実施による施設使用料は、提案内容によって、施設使用料の対象面積が異なるという理解でよろしいでしょうか(例:長期休業中の配食サービス場合は本件建物の延床面積が対象、食育講座の場合は当該講座で利用した諸室面積が対象)。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書	84	7.	サ			付帯事業	「付帯事業が終了した場合、付帯事業実施事業者は付帯事業の施設、設備、備品等を速やかに撤去し、本件施設の運営及び施設の安全、衛生、美観に支障を与えない状態に原状回復しなければならない。」とありますが、これは、要求水準書p82に記載の「資料11」で示す市が期待している付帯事業を本件施設において実施する場合に限り、当該付帯事業を見込んだ施設整備とすることを認める。」において整備した施設や設備等は対象外という理解でよろしいでしょうか。	本件施設と一体となり、市に引渡した施設や設備等の撤去は必要ありませんが、引渡しの対象とならない別棟などで整備される施設や設備等は撤去してください。また、付帯事業実施事業者が持ち込んだ機器類や什器備品等については、市が撤去する必要がないと認めた場合を除き、すべて撤去してください。
74	要求水準書		資料5				資料5 神戸市立中学校給食調理等業務委託衛生管理基準	配膳室業務マニュアルに従ってとありますが、マニュアルについてお教示ください。	現時点では、お示しするマニュアル等はありません。
75	要求水準書		資料7				資料7 想定献立表案	記載されている各食材の使用量は、中学校分、小学校分のどちらでしょうか。もう一方の食材量を合わせてお示しください。	記載している食材の使用量は中学校分です。小学校分は中学校分の0.7倍を想定してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
76	要求水準書		資料7					資料7 想定献立表案	使用量は小中学校どちらの基準でしょうか。また小学校については学年ごとの基準・換算数があればお教示ください。	No.75を参照ください。なお、学年ごとの基準・換算数は、事業者選定後に示します。
77	要求水準書		資料9					配送校配線室経路現況図	6月下旬の資料の提示で、配膳室や通路の広さなどの理由で、コンテナの大きさに制約があるかどうか、ある場合はコンテナをどの大きさまでにする必要があるかについて、配送校それぞれにご提示いただけますでしょうか。	6月下旬に一定の基準を示す予定です。また、各配送校の段差については、原則として、事業者においてゴムマットや鉄板等に対応をお願いします。その他、各配送校のスロープの勾配については、1/12程度を超える場合、市が改修して1/12程度以下にします。なお、対応が困難な場合は、事業者決定後に協議します。
78	要求水準書		資料9					配送校配線室経路現況図	エレベーターにコンテナを積載す必要がある配送校がございましたら、コンテナのサイズと必要台数を検討する為、コンテナ寸法の上限をお示し頂けますでしょうか。	基本は想定していませんが、6月下旬に示します。
79	要求水準書		資料11	1	②			資料11 想定条件	「利用料は神戸市内の学童保育施設における実施例を参考とし、利用しやすい金額とする」とありますが、食事料金のみをご教示ください。	食事料金のみのお示しできませんが、現在の学童保育での配食サービスは、300～500円程度の利用料で実施されています。
80	要求水準書		資料11	1	②			資料11 想定条件	「可能な範囲でアレルギー対応も行うこと」とありますが、対象者の情報は市を通して得るという認識で宜しいでしょうか。調査や面談を事業者側の判断で行うことはリスクが高いと思われます。	注文の受付等は、利用者からの情報収集を含め、事業者で実施いただくことを前提にしています。
81	要求水準書		資料11	1	②			資料11 想定条件	長期休み中の学童保育への配食サービスの提供日数について、春休み、夏休み、冬休みそれぞれの想定をご教示ください。	提供日数の想定はありません。各長期休業前の終業式の翌日から各長期休業後の始業式の前日までの間で、提供日数を提案してください。
82	要求水準書		資料11	1	②			資料11 想定条件	付帯事業の学童保育への配食サービスについて、通常の給食で使用している食缶・食器を使い、通常の給食と同じような形で食事を提供する場合、配膳など学童保育の職員の方に手伝っていただくことは可能でしょうか。	不可とします。配送、配膳、回収・洗浄等を事業者が実施する条件で提案してください。
83	要求水準書		資料16					資料16 神戸市学校給食共同調理場の光熱費	北学校給食共同調理場、垂水学校給食共同調理場の令和3年度の提供食数をご教示ください。また単価は税込み、税抜きどちらでしょうか。	前段につきましては、北学校給食共同調理場は約1,039,800食、垂水学校給食共同調理場は約628,350食です。後段につきましては、単価は税込みです。
84	要求水準書		資料12					資料12 学童保育(放課後児童クラブ)利用員数	配食サービスの対象となる学童保育(放課後児童クラブ)の対象を例えば給食センター事業用地である西区に限定しても構いませんか。	対象については西区限定でも可としますので、提供が可能な範囲をご提案ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
85	要求水準書		資料12					資料12 学童保育(放課後児童クラブ)利用員数	付帯事業の学童保育への配食サービス実施にあたり、学童保育の配送先に配膳室の有無など敷地と建物に関する情報をご教示ください。	配膳室はありません。その他の敷地と建物に関する情報につきましては、事業選定後の協議の中で提供できるものについては提供します。
86	要求水準書		資料12					資料12 学童保育(放課後児童クラブ)利用員数	学童保育への配食サービスの配送場所は、配送車両の通行は可能でしょうか。 また、配送車両が荷降ろしできるプラットホームが整備されている(もしくは今後される予定)という理解でよろしいでしょうか。	基本的に通行は可能ですが、駐車スペースの有無は個別にご確認ください。なお、荷降ろしできるプラットホームはなく、今後も整備する予定はありません。
87	事業契約書(案)	3	9条	3項				本件施設用地等の使用	有益費については、本件施設用地自体の価値を上昇させる費用ですので、民法等の原則に従い、協議の上、償還を認めて頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。
88	事業契約書(案)	3	9条	3項				本件施設用地等の使用	「本件施設用地の使用に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の追加的な支出」とありますが、本計画地は工業団地内であるため、本事業計画において必要となる改良等にかかる費用のみ事業者が負担する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	事業契約書(案)	3	9条	4項				本件施設用地等の使用	「仮設資材置場等を本施設用地以外に確保する場合」について、事業者の責任及び費用負担で確保させていただきますが、費用負担については事業費(建設工事費)に含まれる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	事業契約書(案)	4	15条					統括責任者及び業務責任者	統括責任者、施設整備業務責任者、設計業務責任者、建設業務責任者、調理設備調達業務責任者、工事監理業務責任者、開業準備業務責任者、維持管理業務責任者及び運営担当者は、要求水準を達成できる場合は、常駐は不要という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書2.2.4.アに示すとおり、工事監理業務責任者は常駐としてください。 その他の責任者は、ご理解のとおりです。
91	事業契約書(案)	5	19条	1項	(2)			契約保証金	開業準備期間、維持管理・運営期間の約15年間を通じて契約保証金を納付し続けるというのは、多額の資金を固定化しなければならずコストも多大となります。開業準備期間、維持管理・運営期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
92	事業契約書(案)	6	19条	5項				契約保証金	「契約保証金は、設計・建設期間並びに開業準備期間及び維持管理・運営期間の別に、……その内容に応じて市の判断にて全部又は一部を納付させないことができる。」とありますが、これは、例えば契約保証金額の20%を現金で納付し、残り80%を履行保証保険契約でカバーするようなことが可能、と理解して宜しいでしょうか。	設計・建設期間と維持管理・運営期間(開業準備期間を含む)の一方が現金、他方が履行保証保険契約となることは認めますが、各契約保証金の納付において、現金と履行保証保険契約を併用することは認めません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
93	事業契約書(案)	6	19条	5項	(1)			契約保証金	履行保証保険について、実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までに数日かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行されしだい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	認めますが、保険証券が発行され次第速やかに提出してください。
94	事業契約書(案)	6	19条	5項				契約保証金	「市の判断にて全部又は一部を納付させないこと」とありますが、事業者が履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付は不要という理解でよろしいでしょうか。「一部を納付させない」場合について、どのような条件が想定されるか、ご教示頂ければと思います。	前段はご理解のとおりです。後段は、設計・建設期間の契約保証金と開業準備期間及び維持管理・運営期間の契約保証金のいずれか(一部)又は両方(全部)を市は納付させないことができるという意味です。
95	事業契約書(案)	6	19条	8項				契約保証金	「……構成企業又は協力企業の全部又は一部をして、……次の各号に掲げる金額以上を保証金額又は保険金額とする事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめることができる。」とありますが、これは、例えば契約保証金額の20%を現金で納付し、残り80%を履行保証保険契約でカバーするようなことが可能、と理解して宜しいでしょうか。念のため確認させてください。	No.92を参照してください。
96	事業契約書(案)	6	19条	8項				契約保証金	施設整備期間中、開業準備期間及び維持管理・運営期間中の履行保証保険の保険契約者を構成企業、協力企業等にした場合、各構成企業、協力企業等の全部または一部が各業務毎に個別業務金額以上の履行保証保険契約を締結し、貴市のために質権を設定し、各履行保証保険契約の合計額が契約保証金額を上回っていることをもって、契約保証金の納付が免除されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、第19条第11項各号の充足が条件になることに留意してください。
97	事業契約書(案)	8	22条					本件業務の遂行に伴う近隣対策	「近隣住民」と記載がありますが、本事業の計画地は工業団地であり、周辺に住民が存在しない認識をしております。「通学路の安全確保」等は不要であり、近隣住民は近隣の工業団地内企業として読み替え、近隣対策を行なう理解でよろしいでしょうか。もし配慮すべき「近隣住民」が在りましたら、その対象エリアについてお示し頂けないでしょうか。	近隣住民として、本件施設用地の近隣については近隣の工業団地内企業の利用者等となりますが、その他配送校及び配送ルート近隣住民を含みます。
98	事業契約書(案)	10	26条	1項				要求水準書等の充足	「事業者は、本事業の落札者として選定されたことは、市により未充足部分の不存在が確認されたものではないことを了解する」とありますが、大前提として事業者は要求水準は完遂することを第一に推進させて頂いております。本事業は入札公告から提出までかなりタイトである為、事業者選定時で未充足分が確認される事項の費用負担については協議させて頂ける余地を残して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
99	事業契約書(案)	13	32条	2項				事前調査	齟齬により事業費の増大が乗じる場合、貴市に費用負担を頂く理解でよろしいでしょうか。	第25条第1項各号に該当する場合、第1章第3節の規定に従います。
100	事業契約書(案)	14	35条	2項				設計の完了	念の為の確認ですが、基本設計図書並びに実施設計図書の内容に係る貴市からの承諾の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	書面による他、第3条第6項に基づき情報通信の技術を利用する方法により確認結果を通知する場合があります。
101	事業契約書(案)	14	36条	4項				設計の変更	貴市にご負担を頂く、設計の変更起因生ずる事業者の合理的な金融費用には、弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコスト等も含まれるとの理解にてよろしいでしょうか。	合理的と認められる範囲内であれば含まれます。
102	事業契約書(案)	15	37条	1項				建設等業務計画書	念の為の確認ですが、建設業務等計画書(工事開始前提出図書を含む。)の内容に係る貴市からの承諾の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	書面による他、第3条第6項に基づき情報通信の技術を利用する方法により確認結果を通知する場合があります。
103	事業契約書(案)	17	42条	5項				建設関連業務の中止	貴市にご負担を頂く、事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	合理的と認められる範囲内であれば含まれます。
104	事業契約書(案)	20	46条	12項				什器備品等の契約不適合責任	保証書の提出が「本契約の効力発生日以後速やかに」となっておりますが、各直接請負人等は本契約の効力発生日時点では事業者との間で契約が存在しないため、本件施設の引渡し日までとしていただけませんか。	「本契約の効力発生日以後速やかに」を「前条第5項に基づく事業者による通知に合わせて」に変更します。
105	事業契約書(案)	21	50条	2項				引渡しの遅延等による費用等の負担	貴市にご負担を頂く、合理的な範囲の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	合理的と認められる範囲内であれば含まれます。
106	事業契約書(案)	24	56条	13項				本件施設の契約不適合責任	保証書の提出が「本契約の効力発生日以後速やかに」となっておりますが、各直接請負人等は本契約の効力発生日時点では事業者との間で契約が存在しないため、本件施設の引渡し日までとしていただけませんか。	「本契約の効力発生日以後速やかに」を「第52条第3項の報告に合わせて」に変更します。
107	事業契約書(案)	35	81条	2項				違約金	違約金額は事業契約書(案)第19条1項1号記載と同様、割賦手数料部分は含まれず、サービス対価A1及びサービス対価A2元本(税込)×10%の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
108	事業契約書(案)	35	81条	3項				引渡し前の解除の効力等	貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	設計図書は含みますが、SPC経費は含みません。
109	事業契約書(案)	35	81条	3項				引渡し前の解除の効力等	念の為の確認ですが、出来形部分については事業者帰責か否かに関わらず、貴市に買い取っていただけるとの認識にてよろしいでしょうか。金融機関が建設期間中に事業者に融資を行う際には、貴市から事業者が受領する施設整備業務に係るサービス対価が唯一の返済原資となるため、事業者が融資を受けるにあたって非常に重要なポイントになります。	第79条及び第80条に基づき契約が解除された場合に出来高の買取を行うか否かは、市が判断します。
110	事業契約書(案)	35	81条	4項				引渡し前の解除の効力等	「一括払いにより支払う場合には、残債務額に金利は付さない。」と記載されておりますが、金融機関への返済が困難となる可能性がございますため、合理的な金融費用(金利、ブレイクファンディングコストを含む。)もお支払い頂けますようご検討をお願いいたします。	原案のとおりとし、金融費用(金利、ブレイクファンディングコストを含む。)は認めません。
111	事業契約書(案)	35	81条	4項				引渡し前の解除の効力等	違約金支払請求権とサービス対価(施設整備業務等)等との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。	その時点の事情を総合的に勘案して市にて判断します。
112	事業契約書(案)	37	85条	5項				市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等	貴市にご負担を頂く、事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用には、弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコスト等も含まれる理解にてよろしいでしょうか。第86条第6項、第87条第7項、及び第88条第2項も同様です。	合理的と認められる範囲内であれば含まれます。
113	事業契約書(案)	44	104条					市内事業者への発注	「様式集様式37-1-2」とありますが、「様式集様式38-1-2」の誤記でしょうか。	誤植のため、「様式37-1-2」を「様式38-1-2」に修正します。
114	事業契約書(案)	44	104条					市内事業者への発注	「市内事業者への発注したことを証する書類(委託等契約書、請求書等)を市へ提出するものとする」とありますが、工事以外の少額の市内事業者の発注についても必要でしょうか。少額で発注回数が多い内容については、発注したことを証する書類の管理が煩雑になります。発注したことを証する書類の提出方法については、管理の効率性も考慮し、状況に応じてご対応頂ける理解でよろしいでしょうか。	市内事業者への発注したことを証する書類の対象や範囲は、事業者の提案に委ねます。なお、市は提出書類をもって事業者が市内事業者へ実際に発注した額を確認します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
115	事業契約書(案)	44	104条					市内事業者への発注	提案した市内事業者への発注額を達成できない場合は、事業者に違約金を請求することができるのですが、合理的な理由がある場合、違約金の請求はないとの理解でよろしいでしょうか。	違約金を請求するか否かの判断は、市が行います。事業者は、市内事業者への発注額を達成できなかった合理的な理由がある場合、これを書面として市内事業者への発注したことを証する書類とあわせて提出してください。市は、当該理由を違約金請求の判断の参考にします。
116	事業契約書(案)	44	104条					市内事業者への発注	実際に発注できなかった金額が違約金に設定されておりますが、合理的理由により、発注が実現できなかった場合は違約対象にならない理解でよろしいでしょうか。また、下請等市内事業者業務内容が発注段階で変更されたとしても、発注予定額が減額にならないければ違約対象にならない理解でよろしいでしょうか。	No.115を参照してください。
117	事業契約書(案)	44	104条					市内事業者への発注	実際に発注できなかった金額が違約金に設定されておりますが、昨今の近畿エリアは特に万博関連の建設工事の影響等により、建設工事単価の上昇が著しい状況です。建設工事の物価上昇は別紙4-1において事業契約締結後1年以降の上昇しか認められず、入札以降に著しい物価上昇が生じた場合、市内事業者が大きな物価上昇リスクの負担をすることになります。違約金の設定により、地域経済の発展を後退させることになかねません。違約金の設定を削除頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
118	事業契約書(案)	58～59	別紙4-1					サービス対価B及びC	開業準備業務及び維持管理・運營業務のモニタリングに係る費用は、サービス対価B及びサービス対価Cの「その他これらを実施する上で必要な関連業務」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	事業契約書(案)	59	別紙4-1	2.	(1)			サービス対価A	サービス対価Aに係る消費税は、サービス対価Aの全体の税抜価格に、消費税10%をかけて算出する理解で宜しいでしょうか(様式28-6①の消費税相当額と同額を記載)。	ご理解のとおりです。
120	事業契約書(案)	59	別紙4-1	2.	(1)	②		サービス対価A2	サービス対価A2(税抜)は、サービス対価A(税抜)からサービス対価A1(税抜)を差し引いて算出する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
121	事業契約書(案)	59	別紙 4-1	2.	(1)	②		サービス対価A2	サービス対価A2の消費税相当額は、サービス対価A2(税抜)の全体額に10%を乗じて算出する理解で宜しいでしょうか。	サービス対価A2の消費税相当額は、サービス対価A2(税抜)の元本の全体額に10%乗じて算出してください。
122	事業契約書(案)	59	別紙 4-1	2.	(1)	②		サービス対価A2	サービス対価A2に端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のどちらかで調整すればよろしいでしょうか。	最終回としてください。
123	事業契約書(案)	60	別紙 4-1	2.	(2)			サービス対価B	サービス対価Bに係る消費税は、サービス対価Bの全体の税抜価格に、消費税10%をかけて算出する理解で宜しいでしょうか(様式29-2の消費税相当額と同額を記載)。	ご理解のとおりです。
124	事業契約書(案)	60	別紙 4-1	2.	(3)			サービス対価C	サービス対価Cに係る消費税は、固定料金の四半期ごとの税抜価格に消費税10%をかけた金額と、変動料金の四半期ごとの税抜価格に消費税10%をかけた金額を合算して算出する理解で宜しいでしょうか。また、総額に消費税10%をかけた場合と各支払回ごとに消費税10%をかけた場合で差額が生じる時、総額に金額を合わせる場合は各四半期の最終支払回において調整を行う理解で宜しいでしょうか。	前段につきましては、四半期の税抜価格の固定料金と変動料金の合計に消費税10%をかけた金額とします。後段につきましては、ご理解のとおりです。
125	事業契約書(案)	61	別紙 4-1	2.	(3)	①		サービス対価C	「四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を～支払う」と記載されておりますが、端数が生じた場合は各年度の初回において、端数調整を行う理解で宜しいでしょうか。	各四半期の最終支払回において調整を行います。
126	事業契約書(案)	61	別紙 4-1	2.	(3)	①		別紙4-1 提供日数の見直し	提供日数が185日を下回った場合に固定費が見直しされるということですが、事業者側でコントロールが出来ない提供日数の下限設定となりますので、固定料金は提供日数によって見直しが発生しないようご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
127	事業契約書(案)	63	別紙4-1	4.	(1)	①	ア	別紙4-1 サービス対価の改定及び変更	①物価変動に伴う改定についてのアに、「ただし、調理設備、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係わる工事は除く。」とございますが、調理設備や食器・食缶等は要求水準の書で詳細に仕様・性能を求められており、事業者が安易に仕様を変更して物価上昇分を吸収することは難しく、建設工事と密接に関係するため、工事着工より先に製作調達することも出来ず、工事終盤に設置するため、契約から調達・設置まで長期になり、入札時点で将来価格を見込むことは不可能です。またサービス対価Aの工事費の大部分を占めることから、他先行案件では建設工事と同様に扱い物価スライドをお認めいただいた案件が直近に来て増え始めております。昨今世界状況や経済状況を見ましても今後の物価が見通せませんので、サービス対価Aで大きな割合を占める調理設備と食器・食缶等につきましては除外せずに、建設工事と同様にお認めいただけますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。	原案のとおりとします。
128	事業契約書(案)	63	別紙4-1	4.	(1)	①	イ	物価変動に伴う改訂	「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の直近3か月」とは、例えば本契約の効力発生日を2023年12月10日とした場合、最短で2024年12月10日時点において確定している指数の直近3か月という意味でしょうか。	サービス対価Aの改定は、本契約の効力発生日から12か月を経過した後に適用されます。質問の例であれば、最短となる2024年12月10日時点で改定を行う場合、2024年10～12月の確定している指数の平均値が対象となります。
129	事業契約書(案)	63	別紙4-1	4.	(1)	①	イ	物価変動に伴う改訂	サービス対価Aの物価変動に伴う改訂が行われた場合、その支払条件はどのようになりますでしょうか。	サービス対価を改定し、別紙4-2の1.を変更したうえで、本契約に基づき支払います。
130	事業契約書(案)	64	別紙4-1	4.	(1)	①	オ	物価変動に伴う改訂	「再度行うことができない」とありますが、昨今の物価上昇率については事業者としても予測不可能な状況でございます。回数につきましては、ご協議頂けるような条件に変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
131	事業契約書(案)	73	別紙6					別紙6 付保すべき保険	開業準備期間及び維持管理・運営期間中において、貴市が本施設に関して付保する保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご教示いただけないでしょうか。	未定です。
132	事業契約書(案)	73	別紙6					別紙6 付保すべき保険	実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までにおおよそ1か月程度かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行され次第提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	認めますが、保険証券が発行され次第速やかに提出してください。
133	事業契約書(案)	73	別紙6					別紙6 付保すべき保険	別紙6に記載されていないその他の保険については、てん補限度額や免責金額等の保険条件は、事業者の提案に委ねるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
134	事業契約書(案)	74	別紙6					別紙6 付保すべき保険	引渡し後に付す保険である第三者賠償責任保険の保険期間について、「本件施設の引き渡し日の翌日から維持管理・運営終了日までとする」とありますが、引渡し後に付す保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することで宜しいでしょうか。	認めます。
135	事業契約書(案)	81	別紙10					別紙10 サービス対価の減額	減額ポイントに関する基準が示されておりますが、ポイントが付与される場合の詳細については別途協議という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	事業契約書(案)	84	別紙11					別紙11 保証書(案)	什器備品等・車両の調達・搬入設置業務は複数の企業で分担する予定でございますため、保証書の範囲から免除または保証書の範囲を各企業の受託業務とさせていただけないでしょうか。	保証書における保証の範囲は、当該直接請負人等の受託業務の範囲とします。
137	事業契約書(案)	84	別紙11					別紙11 保証書(案)	配送車両の調達において調達方法をリースとする場合は連帯保証が不要だと思われそうですが、そのような理解でよろしいでしょうか。	配送車両は、保証書の対象とはしません。
138	基本協定書(案)	2	4条	(5)				事業予定者の設立	「ただし、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項及び会社法第140条第5項ただし書に定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。」の削除は可能でしょうか。融資を受ける際、担保権を実行する場合に時間がかかってしまうため、定款にみなしでの承認があった旨を記載したいためです。	原案のとおりとします。
139	基本協定書(案)	5	8条	2項				事業期間中のその他の義務	具体的には、施設の引渡し時に発見されなかった契約不適合責任を想定されているという理解でよろしいでしょうか。	契約不適合責任の他、事業契約書(案)第110条第5項などが該当します。
140	基本協定書(案)	6	12条	1項				付帯事業の契約書	付帯事業を実施する場合、市と付帯事業実施事業者との間で契約書を締結する理解で宜しいでしょうか。その場合の契約書(案)があれば事前に公表頂けますでしょうか。	付帯事業は、市が行政財産の使用許可を付与することにより実施していただきます。使用許可書の内容は、神戸市公有財産規則第27条に基づき、実施する付帯事業の内容に応じて作成します。
141	落札者決定基準	7	3.3.4.	(1)	f)	②		②地域経済(定量評価)	「②地域経済(定量評価)」の満点は15点ですが、評価項目内の表の点数が、20点・13点・6点・0点となっております。「②地域経済(定量評価)」の配点をご教示ください。	誤植のため、以下のとおり修正します。 100%:15点 90%以上100%未満:10点 70%以上90%未満:5点
142	落札者決定基準	7	3.3.4	(1)	f)	②		その他に関する提案	②地域経済(定量評価)の配点について、配点は15点となっておりますが、得点は20点となっております。どちらが正でしょうか。また「入札参加者の市内事業者への発注額」と「入札参加者のうちの市内事業者への最高発注額」の2者はどのような意味合いで使い分けられているのかご教示ください。	前段については、No.141を参照してください。後段について、「入札参加者の市内事業者への発注額」は入札参加者それぞれの市内事業者への発注額、「入札参加者のうちの市内事業者への最高発注額」は全入札参加者のうちの市内事業者への最高発注額となります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
143	様式集	3	1.5.3.	(5)				正本について	様式24,25以外の提案書には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと。と記載がありますが、正本には企業名対応表を別途付ける形とし、提案内容は副本と同じの対応でも問題ありませんでしょうか。	様式24,25は記名、押印が必要なため、原案のとおりとします。
144	様式集	3	1.5.3.	(7)				図面集	提出する提案書類について、必須項目提案書(A4)、加点項目提案書(A4)、図面集(A3)の3種類をそれぞれバインダーに分けて綴じ、様式24・25については必須項目提案書の製本に綴じることとして、正副本あわせて36部を提出としてよろしいでしょうか。	必須項目提案書(A4)と加点項目提案書(A4)で1冊、図面集(A3)で1冊となりますので、正副あわせて24部となります。
145	様式集	4	2.2.	(1)				記載内容及び方法(図面集)	施設平面図・立面図・断面図の縮尺が1/200とありますが、図面内に納まらない場合は、縮尺を変えてもよろしいですか。	図面内に納まらない場合は、縮尺の変更を可としますが、1/300、1/400など1/100単位としてください。
146	様式集	4	2.2.	(1)				記載内容及び方法(図面集)	施設平面図4枚とありますが、第二給食センターと増築センターの各2枚ということですか。また、増築センターの内部計画等については採点の対象になりますか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、必須項目審査の対象にはなりますが、加点項目審査の対象とはなりません。
147	様式集	4	2.2.	(1)				各種備品リスト(調理備品含む)	食器・食缶等は数量・種類が明確なので明細を記載しますが、調理室内で使う調理備品は、1点1点の単価が安く、数量・種類が膨大なため、一式の金額計上で記載してもよろしいでしょうか。	数量・種類が多くなっても構わないので、すべての調理備品を記載してください。
148	様式集	5	2.3.	(1)				その他	写し等の添付書類を付ける場合は様式の後に続いて添付書類を付けてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、必要最小限の枚数で簡潔に作成してください。
149	様式集	7	3.					5.運営に関する提案(運営費見積書)	提出書類一覧の運営費見積書について、P7の図表では書式サイズがA3ですが、様式31-2では(A4判 枚数適宜)と示されております。どちらが正でしょうか。	p.7が誤植ですので、運営費見積書の書式サイズをA4に修正します。
150	様式集	8	3.					5.運営に関する提案	運営に関する提案の表内の記載について、様式37-7「周辺環境への配慮」まで含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	様式集		様式22					様式22	入札価格(消費税及び地方消費税相当額を含む)は様式27-1の各サービス対価の消費税を加算した金額を記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	様式集		様式27-2					様式27-2	「②各種契約等」の締結は、SPCと構成員の契約という理解でよろしいでしょうか。	「②各種契約等」には、様式27-2(Excel)の基本協定締結、事業仮契約締結、プロジェクト関連契約、保険契約が該当し、ご質問のSPCと構成員の契約は、プロジェクト関連契約に該当します。上記を最低限とし、項目は提案段階で分かる範囲で細分化してください。
153	様式集		様式27-6					様式27-6	千円単位にて記載と御座いますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
154	様式集		様式 27-6					様式27-6	損益計算書の「(うち法人市民税、事業所税＝市税)」について、事業所税はSPCに係る事業所税のみを計上するという理解でよろしいでしょうか(構成員に課税される事業所税は対象外という理解でよろしいでしょうか)。	ご理解のとおりです。
155	様式集		様式 27-6					様式27-6	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです
156	様式集		様式 27-6					様式27-6	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんかでしょうか。	DSCRを含む評価指標の算出は、発生主義で計算してください。
157	様式集		様式 27-6					様式27-6	各評価指標は小数点第二位まで記載(小数点以下第三位を四捨五入)などのご指定は御座いますでしょうか。	小数点第2位まで記載し、小数点以下第3位を四捨五入してください。
158	様式集		様式 27-7					様式27-7 要求水準チェックリスト	シート様式27-2_要求水準チェックリストのデータ内の表記が「様式27-6」となっておりますが、「様式27-7」の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	様式集		様式 28-5					施設全体の配置及び外構計画	「増築センター整備前、整備中、整備後の外構計画」とありますが、今回工事費に見込むのは増築センター整備前のみと考えてよろしいですか。また、渡り廊下は今回工事費に見込まないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
160	様式集		様式 28-6 ①					初期調達費見積書	費目について、記載頂いている費目について表現を変えることは可能でしょうか。費目をまとめる形で記載することも可能でしょうか。	費目の追加は認めますが、既記載費目の変更や削除は認めません。
161	様式集		様式 28-6 ①					初期調達費見積書	積算根拠については、記載例についてご教示いただけないでしょうか。	積算根拠に追記の必要はありませんが、特記すべき事項があれば記載してください。
162	様式集		様式 28-6 ①					初期調達費見積書	「14.付帯」の費目に「排水処理施設」とあります。付帯事業の排水処理施設の金額提示は必須ということでしょうか。	「14.付帯」の排水処理施設は、本件施設の付帯施設としての排水処理施設を表しており、付帯事業に係る施設ではありません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
163	様式集		様式 30-2					維持管理費見積	欄外の記載に「年間費用見積額には事業期間中に発生する費用を平準化した額を記載してください。」とありますが、修繕費はどこに記載すればよろしいでしょうか。 「8.長期修繕計画作成業務」を「修繕業務」に修正し記載すれば良いでしょうか。また、その場合、長期修繕計画書の作成は、修繕業務の一部として実施し、費用は修繕費と合計して記載すればよいでしょうか。	「8.長期修繕計画作成業務」には、長期修繕計画の作成費用を記載してください。修繕・更新費用は、修繕・更新を業務に含む「1.建築物保守管理業務」から「5.事務備品保守管理業務」に各業務に応じて記載してください。
164	様式集		様式 31-2					様式31-2	変動料金の年間費用見積額は事業期間合計見積額を維持管理・運営期間(14.6年)で除した金額を記入すれば宜しいでしょうか。 また、除した金額で1円未満は切り捨てで、記載するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	様式集	7	様式 31-2					様式31-2	一覧には書式サイズが「A3」と書かれておりますが、様式集のWord65枚目の31-2には書式サイズが「A4判」と書かれております。書式サイズの指定をお願いいたします。	No.149を参照してください。
166	様式集	8	様式 37-7					様式37-7	一覧には37-6までしか記載がありませんが、様式集のWord86枚目には「37-7_周辺環境への配慮」までが記載されております。 落札者決定基準の6頁目には37-7まで記載がありますので、37-7までであるとの理解で問題ありませんか。	No.150を参照してください。
167	様式集		様式 38-1 -2					(1-2)地域経済②	「下請等市内事業者業務内容」について、計画として記載する場合は具体的な表現でなく「建設工事」といった記載でも可能でしょうか。	記載内容は提案に委ねますが、可能な限り具体的に記載してください。